

稚 監 査 第 9 3 号

平成 30 年 6 月 1 日

| | |
|-----------------------|-------------|
| 稚 内 市 長 | 工 藤 広 様 |
| 稚 内 市 議 会 議 長 | 中 井 淳 之 助 様 |
| 稚 内 市 教 育 委 員 会 教 育 長 | 表 純 一 様 |

| | |
|---------------|---------|
| 稚 内 市 監 査 委 員 | 薄 田 嘉 継 |
| 稚 内 市 監 査 委 員 | 吉 田 孝 史 |

平成 29 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

平成 29 年度 財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査を実施した監査委員名

稚内市監査委員 薄 田 嘉 継

稚内市監査委員 吉 田 孝 史

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

平成 30 年 2 月 5 日から平成 30 年 4 月 24 日まで

(2) 監査の対象とした部局

全部局（企業会計所属部署及び稚内地区消防事務組合消防本部を除く。）

(3) 監査の対象とした範囲

平成 28 年度 支出事務

第 13 節「委託料」のうち指定管理料

(4) 監査の着眼点

委託料の支出が、関係諸法令に準拠して適正に施行され、違法・不当な支出、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

今回の財政援助団体等監査は、支出事務を対象とし、支出科目「委託料」のうち指定管理料について全庁 15 課 97 施設から 24 施設（6 課）を対象として事前調査を行い、8 施設（6 課）を抽出して監査を実施した。【別表】

監査の実施に当たっては、指定管理者指定申請書から支出伝票に至る一連の関係書類の提出を求め、調査を行った。

その結果、それぞれの公の施設条例施行規則に規定されている様式が使用されていないもの、指定管理者からの報告に不備があるものが見受けられた。

また、所管課においては、関係書類の決裁区分の適用誤りや、指定管理者から提出を受けた届書等の收受手続についての不備なども見受けられたことから、文書事務の処理には十分留意していただきたい。

以上、このたびの監査において、事務の一部に是正すべき点が見受けられたが、指定管理制度に係る事務全体はおおむね適正に事務の執行が行われていた。

今後も、本市が定める指定管理者制度に関する指針やそれぞれの公の施設条例等の基準に基づき制度運用を行うとともに、これまで蓄積された経験や民間の視点を活かした効率的な管理運営に努められるよう期待する。

平成 29 年度財政援助団体等監査「実施箇所」一覧表〔別表〕

■支出事務：第 13 節『委託料』

| No. | 監査執行部課名 | | 執行 件数 | 款項目節 | 備 考 |
|-----|---------|---------|----------|-----------|---|
| 1 | 生活福祉部 | 長寿あんしん課 | 2 件 | 3・1・2・13 | 在宅介護支援センター管理運営業務委託料 (稚内市中央地区在宅介護支援センター分) |
| 2 | | | | 3・1・4・13 | 老人福祉センター管理運営業務委託料 |
| 3 | 生活福祉部 | 社会福祉課 | 1 件 | 3・1・5・13 | 健康増進センター管理運営業務委託料 |
| 4 | 教育部 | こども課 | 1 件 | 3・2・2・13 | へき地保育所運営業務委託料 (稚内市立恵北保育所分) |
| 5 | 建設産業部 | 農政課 | 1 件 | 6・1・5・13 | 大規模草地管理運営業務委託料 |
| 6 | | 観光交流課 | 1 件 | 7・1・2・13 | 浜勇知展望休憩施設管理業務委託料 |
| 7 | 教育部 | 社会教育課 | 2 件 | 10・4・1・13 | 声問コミュニティセンター管理業務委託料 |
| 8 | | | | 10・5・3・13 | スキー場管理業務委託料 (稚内市こまどりスキー場分) |